

市第 138 号議案

横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定

次のように横浜市社会教育コーナーの指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市社会教育 コーナー	保土ヶ谷区峰岡 町1丁目7番地 の12	特定非営利活動法人横浜市民 アクト 理事長 福 島 伸 枝	平成28年4月1日か ら平成33年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市社会教育コーナーの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）